

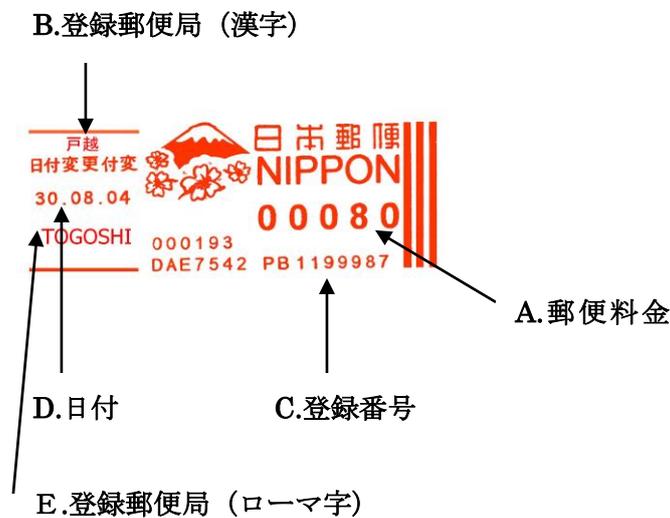
ピツニーボウズ郵便料金計器

ご利用の手引き



ピツニーボウズジャパン株式会社

1 郵便料金計器の印影について



郵便料金計器の印影は、切手とほぼ同じ役割を果たします。左の図は、国内で利用されている代表的な印影です。機種によってデザインは異なりますが、内容は同じものが含まれています。

- A. 郵便料金額 ここに表示されている数字が使用切手の額面になります。
- B. E. 登録郵便局 郵便料金計器は設置前に最寄りの郵便局に申請が必要です。ここにはお客様の申請された郵便局名が表示されます。尚、移転等で登録郵便局を変更されたい場合は、弊社までご連絡ください。
- C. 登録番号 お客様のご使用されている郵便料金計器のシリアル番号です。他頁でご説明させていただいている、計示額報告書の記入方法のところでも出てきます。
- D. 日付 マシンの日付は自動更新されます。この日付は消印の役割も兼ねています。基本的にはこの日付の日に発送をします
日付が正しくないと無効となることがありますのでご注意ください。日付の表示は左から日・月・年（西暦）となります。(図の場合は 2004 年 8 月 30 日となります)

2 郵便物の差出について

郵便料金計器を利用した場合、以下の方法で差出可能です。

- ☆ 印影に表示された郵便局の窓口
 - ☆ 申請登録を行った郵便局の集配管轄局（支店）の窓口
 - ☆ 上記集配局（支店）の管内のポスト
 - ☆ 上記集配局（支店）の管轄地域に隣接する集配局（支店）の管内のポスト
 - ☆ 他局（他店）差出申請を提出した支店の窓口
- ※特例
- ☆ 他局（他店）差出申請を提出した支店の管内のポスト

MEMO

お客様の場合

- ・ 窓口差出可能な郵便局は _____ 局 _____ 局
_____ 局 _____ 局
- ・ ポスト投函可能な郵便局は _____ 局 _____ 局
_____ 局 _____ 局 の集配管内です。

黒の棒線

※差出の際は以下の点にご注意下さい。

1. 印影の有効期限は原則として印影にプリントされた日付当日限りです。ただし、印影の日付部分の上に黒い棒線を1本引きますと有効期限を1日延長出来ます。（右図参照）
2. 先にご説明させていただきました通り、差出の地域と日時が限られていますので、返信用郵便物には切手としての代用が出来ません。
3. 郵便料金計器の印影により不足料金、別納郵便物の料金、料金受取人払い等の支払いが可能です。必要な料金をラベルに打ち出して郵便局、又は配達の方にお渡し下さい。
※ラベルの台紙を切り取ると残りのラベルを印字する時に搬送不良の原因となりますのでご注意ください。



3 郵便料金の精算方法

毎月、月末に計示額報告書を作成し、翌月5日までに登録郵便局に提出します。料金の支払いは20日となります。銀行からの自動引き落としも可能です。

毎月計示額報告書に記入する金額（これをもとに請求が来て、支払いを行います）は自己申告となります。6ヶ月に1度、金額のチェックを行う為メーター本体またはメーターレポートを登録郵便局に持ち込み、点検を受けなければなりません。（6ヶ月点検）

4 計示額報告書について

計示額報告書は、月末締めで記入します。また、未使用印影が発生した時この報告書を作成します。2部ずつ作成します（カーボン、コピー可）。1枚は郵便局の控え、もう1枚はお客様の控えとなります。

提出先はお客様がお使いの郵便料金計器を登録した郵便局の窓口となります。日付印を受け、お客様控えが返却されますのでファイル等に大切に保管して下さい。

** 計示額報告書の項目 **

●郵便料金計器の略称及び登録番号

メーターの登録番号を記入します。（例 PB○○○○○○○○）

●表示額

使用累計額を記入します。（残額ではありません）

●前回表示額

前回報告書を提出した際の使用累計額を記入します。初めて計示額報告書を作成する場合、この数字は0となります。

●今回表示額

今回の使用累計額を記入します。この数字は常に増えていきます。

●計示額

今回表示額から前回表示額を差し引いた金額を記入します。

●未使用印影の個数、金額

未使用印影とは、金額の打ち間違い等により使用しなかった印影のことです。

未使用印影の個数（通数）及び金額の合計を記入します。

ただし、正規の手続きにより郵便局に届けたものに限りです。

●減額を受けた額

減額措置を受けた郵便物があった場合のみ記入します。

●郵便料金額

実際に今回の報告で納付する金額です。

計示額より未使用印影分、減額分を差し引いた額を記入します。

●承認使用金額

登録する際に決めた金額を記入します。変更のない限り毎回同じ金額を記入します。この金額が計器の残額にセットされて納品されます。残額が無くなると回線を使用してピツニーボウズデータセンターと通信して承認使用金額を補充します。

●今回予納金額

計器後納の場合、記入する必要はありません。

*** 記入例 ***

通常は月末締めで計示額報告書を2部作成し、翌月月初に提出します（3日までが望ましい）。表示額とはメーター部の使用累計額を示します。1回目の前回表示額は「0」になりますので、今回の表示額に締日の使用累計金額を記入します。

(1回目)

貴社のメーターの登録番号

料金計器計示額報告書 (月分)



料金計器の
略称及び番号 PB770000/

提出年月日 年 月 日

使用者氏名 ピツニーボウズジャパン(株) ㊞

支店等の名称 ㊞

料 金 計 器 計 示 額		摘 要
前 回 表 示 額 (1)	0 円	
今 回 表 示 額 (2)	150,000 円	
計 示 額 [(1)と(2)の差額] (A)	150,000 円	
未使用印影の個数・金額 (B)	800 円	10
特別料金-の差額 (C)	円	
割引を受けた額 (D)	円	
郵便料金額 [(A)-(B)-(C)-(D)] (E)	149,200 円	
承認使用金額 (F)	200,000 円	
今回予納金額 ※(F) - [(F) - (E)]	円	

↑ この欄には記入しないでください。

(2回目)以降

料金計器計示額報告書 (月分)



料金計器の
略称及び番号

PB7700001

提出年月日 年 月 日

使用者氏名 ピーエーハウスジャパン(株) ㊞

支店等の名称 _____ ㊞

料 金 計 器 計 示 額		摘 要
前 回 表 示 額 (1)	150,000 円	
今 回 表 示 額 (2)	280,000 円	
計 示 額 [(1)と(2)の差額] (A)	130,000 円	
未使用印影の個数・金額 (B)	1,600 円	20
特 別 料 金 - の 差 額 (C)	円	
割 引 を 受 け た 額 (D)	円	
郵便料金額 [(A)-(B)-(C)-(D)] (E)	128,400 円	
承 認 使 用 金 額 (F)	200,000 円	
今回予納金額 ※(F) - [(F) - (E)]	円	

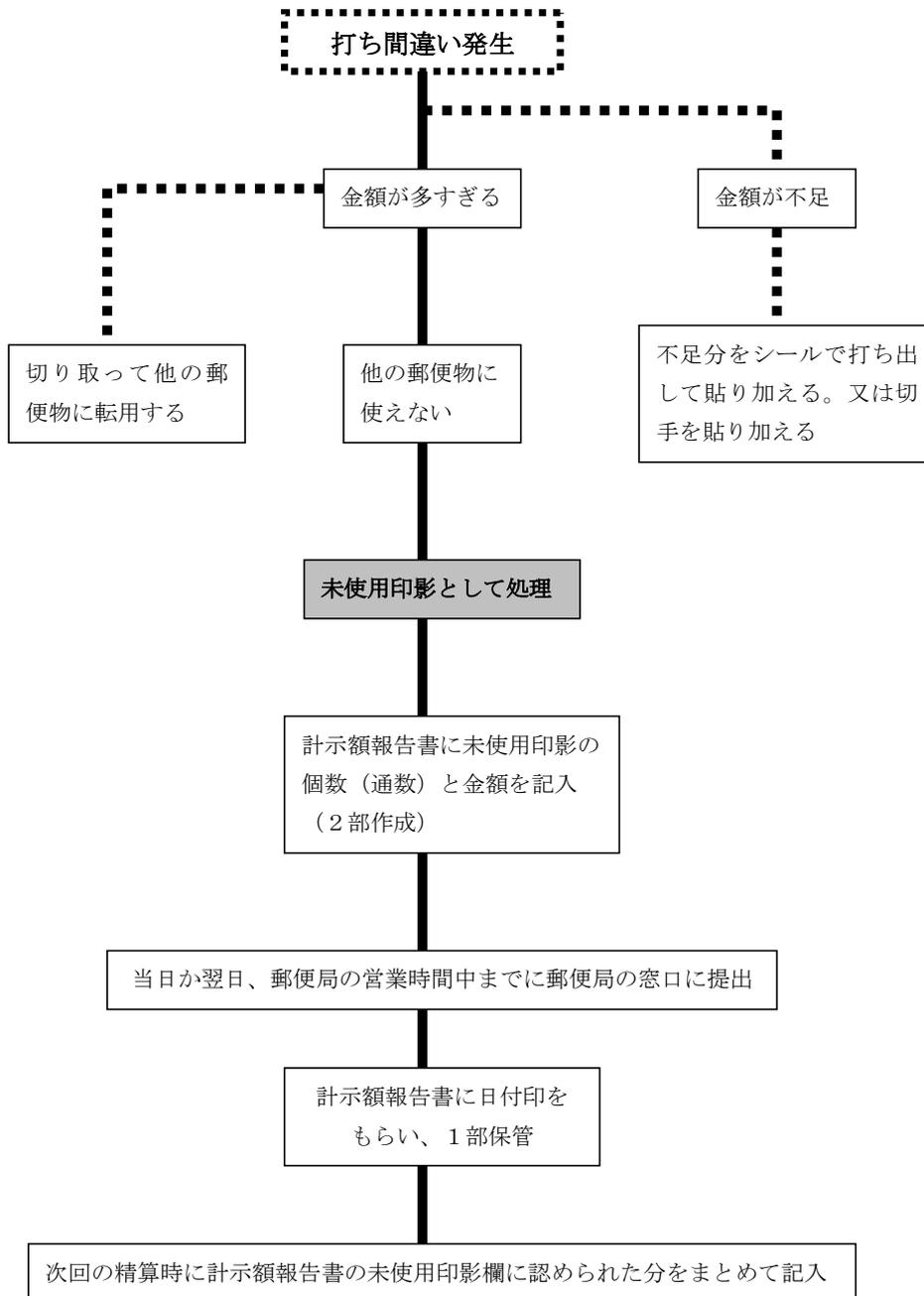
提出用

5 未使用印影について

未使用印影が発生した場合は、計示額報告書に未使用印影の金額と個数（通数）を B 欄に記入します。（2部作成）。その際、未使用印影を郵便物から切り取り、計示額報告書の裏に貼付します。印影の日付当日中か翌日（翌日が郵便局休業日の場合は翌営業日が期限となります）までに登録郵便局に提出します。

この手続きを行いますと、料金精算時に未使用印影分が差し引かれます。

●未使用印影の処理フロー



** 未使用印影発生時の計示額報告書の記入例 **

貴社メーターの登録番号

料金計器計示額報告書 (月分)

付
印
日

料金計器の
略称及び番号 PB770000/

提出年月日 年 月 日

使用者氏名 シーエーエスジャパン(株) ㊤

支店等の名称 ㊤

料 金 計 器 計 示 額		摘 要
前 回 表 示 額 (1)	円	
今 回 表 示 額 (2)	円	
計 示 額 [(1)と(2)の差額] (A)	円	
未使用印影の個数・金額 (B)	800 円	10
特 別 料 金 - の 差 額 (C)	円	
割 引 を 受 け た 額 (D)	円	
郵便料金額 [(A)-(B)-(C)-(D)] (E)	円	
承 認 使 用 金 額 (F)	円	
今回予納金額 ※(F) - [(F) - (E)]	円	

提出用

6 インスペクション

郵便料金計器は不正に使用されるのを防ぐため、最後にデータセンターと残額補充やバランス確認の通信をしてから 167 日目にデータセンターに接続を促すメッセージが表示されます。その表示が出たら速やかに郵便料金計器の PBP バランス確認メニューを実行してください。実行せずにスキップして使用していると、最後の通信から 181 日目に計器にロックがかかり、使用できなくなりますのでご注意ください。

7 各種変更届け

郵便料金計器の承認金額や住所、申請者等の変更の際は登録局に規定の変更届を提出します。住所移転の際に登録局を変更する時は、廃止手続きや印影の郵便局名の交換が必要になります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

ピツニーボウズジャパン株式会社

〒140-0001 東京都品川区北品川 4-7-35 御殿山トラストタワー 12 階

TEL 03(5657)1200(代)